

生奉りて、母神は海宮へ歸給ひければ、蟹の集るをはらひし神を蟹守といひし事有、其詞轉りてカモンといふよし、古語拾遺に見ゆ。略中此故事にて、大内の煤拂をば、カニ拂といふ事とおもほゆる也、故實しれる人にきがまほし。

〔日本歲時記十七二月〕十五日、の後、屋中の煤塵を掃べし、煤塵を掃に、世人多く期日を定て恒例とす、然れども或風雨の變あれば期日に拘らず、十五日の後、風雨なき暖日を用べし。

〔歲時故實大概十二月〕一煤拂、近世多くは十三日を用ゆ、是は柳營に而、十三日に御煤納メ。あり、今日を専ら、貝原氏の歲時記には、十五日を用ると見えたり、近世年中行事の書には、禁裏にては吉日を撰て御煤拂ありと見えたり、吉日を撰む事は、陰陽家より日時の勘文と云ふ事を奉りて、それにて定めらるゝなり、閏書曰、臘月廿四日毎家掃塵云々、是は廿四日を期日として、屋中を掃除すると見えたり、和漢共に新年を迎ふるの儲に屋中を掃除して萬の事の清からん事を欲するなり、別して異なる事もなきなり或説云事は、陽成院の御字より初ると言り、此日壯年の婦女奴婢の屬は、相ともに戯れ興じて、家長貴人を論せず、見るま、にとらへ戯れて、胴に舉ると稱して、賑ひの、めく事あり、いかなるゆへと言事をしらず、誠の俗間の一戯興なり。

〔俳諧歲時記十二月〕煤拂、和漢戸々、十二月下旬、屋塵を掃ふ、漢にはこれを除殘といひ、我俗これをす、はき又煤はらひ、或はす、とりといふ。

〔稅苑日涉七〕民間歲節下、家々掃除塵煤謂之煤除、閏書引漳志曰、臘月廿四日、毎家掃塵、歲時紀異集曰、吳中十月廿七日掃屋塵曰除殘。

〔稅苑日記一〕晦日掃、今世に晦日掃とて、毎月の晦日に、家内を掃除するものあり、略中十二月の煤拂も、もとは晦日なりしにや、俊頼朝臣の散木集云、としの暮の歌とてよめる、さらひするむろのやしまのことこひにみのなりはてん程をしる哉、顯昭注云、さらひするとは權とかけり、掃